

自動継続型自由金利型定期預金規定

1. 自動継続

- (1)自動継続型自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についてとも同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載または証書記載（継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- ただし、預入日の2年後の応当日、3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」、「自由金利型4年定期預金」、「自由金利型5年定期預金」といいます。）の利息の支払いは次によります。
- ①自由金利型2年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、自由金利型3年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、自由金利型4年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、自由金利型5年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の4年後の応当日に預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載または証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）による中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払います。
- ②中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ①自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ②自由金利型2年定期預金の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座に振替える場合には、預入日の1年後の応当日および満期日に指定口座に入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、当行所定の基準により、預入日の1年後の応当日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。中間利息定期預金の利率は、その預入日における当行所定の利率を適用します。満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ③自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の場合には、中間払利息は中間払利息の支払日に指定口座に入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。
- ④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3)預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前(1)(2)にかかわらず、次

によります。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

ただし、前AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- (4)継続を停止した場合の利息（自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の中間払利息および前(3)による利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (5)この預金を3.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前(3)による利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息または前(3)による利息の支払日数が複数あるときはその合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

①6か月未満

解約日における普通預金利率

②6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

③1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

④2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

⑤3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

⑥4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

- (6)この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

3. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。ただし、減額して書替継続する場合については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を使用します。
- (3)前(2)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

4. 中間利息定期預金

非継続型自由金利型定期預金規定の4.を準用します。

5. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上

2024年4月1日現在